

(別紙)送付先メールアドレス

機関名	メールアドレス	管轄市町村
県(浄化槽担当課)	県央環境保全室	笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
	県北県民センター環境・保安課	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
	鹿行県民センター環境・保安課	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
	県南県民センター環境・保安課	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稻敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、
	県西県民センター環境・保安課	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
特定行政庁 (県建築担当課)	県央建築指導室	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村 ※本庁の案件を除く
	県北県民センター建築指導課	常陸太田市、常陸大宮市、大子町 ※本庁の案件を除く
	鹿行県民センター建築指導課	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 ※本庁の案件を除く
	県南県民センター建築指導課	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稻敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 ※本庁の案件を除く
	県西県民センター建築指導課	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 ※本庁の案件を除く
	本庁建築指導課	上記の全市町村(公立学校、工場及び倉庫以外の建築物であって、5以上の階数を有するもの又は延べ面積が2,000m ² 以上ものの確認申請を伴う場合に限る)
特定行政庁 (一部市町村建築担当課)	水戸市 建築指導課	水戸市
	日立市 建築指導課	日立市
	土浦市 建築指導課	土浦市
	古河市 建築指導課	古河市
	高萩市 都市建設課	高萩市
	北茨城市 都市計画課	北茨城市
	取手市 建築指導課	取手市
	つくば市 建築指導課	つくば市
指定検査機関 (水質保全協会)		ひたちなか市
	kensa01@e-mizu-ibaraki.jp	県内全市町村